

第55回
入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第55回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成20年9月16日(火) 17:10～18:27

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 相模原事務所の企画・管理・運営業務((独)国民生活センター)

2. その他

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査

((独)国民生活センター)

経理部 井上部長、西経理課長、三澤経理課課長補佐、高瀬経理課職員

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 55 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国民生活センター経理部の井上部長に出席いただいております。それから、経理課の西課長にも御出席いただいております。今日はありがとうございます。相模原事務所の企画・管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

では、業務の概要や実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。説明は 20 分程度でお願いいたします。

○西（独）国民センター経理部経理課長 では、まず国民生活センターの業務の説明の方をさせていただきます。

私ども国民生活センターは、昭和 45 年に特殊法人国民生活センターとして設立いたしまして、平成 15 年に独立行政法人に組織移行しました。

業務内容につきましては、センター法の目的で国民生活の安定及び向上のために調査研究等を行うということで記載されているところでもありますけれども、業務内容につきましては消費者問題に係る業務を行っている。

その業務の中身は何かといいますと、昨今消費者庁設立に伴いまして業務を拡充していくということを来年度から図っていくという形になっておりますけれども、基本的には一般消費者の方からの相談の受付で苦情相談の解決、あっせん等を図っていく業務、それから P I O-N E T と言いますけれども、全国約 500 か所の消費生活センター、これは地方自治体の組織ですけれども、そこオンラインでつなぎまして全国に寄せられる消費生活相談の情報の収集という業務を行ってまして、この収集された苦情相談等の業務につきまして分析等を行って、情報の提供を行う。

この情報の提供に当たりましては、テレビ媒体、文字媒体、電波、そういった媒体を使っての情報提供というものもやっておりますし、一方で各地の消費生活センターで勤められている行政職員の方、相談員の方、これらの方々に対して研修を行うという業務を行っております。それから、寄せられた製品事故に関する苦情相談につきましては、商品の原因究明を行わなくてはいけませんので、それに係る商品テストを行っているということで、業務自体は中立性をもって行っているという状況であります。

それからもう一つは、先の通常国会で国民生活センター法が改正されまして、裁判外紛争処理機関、いわゆる A D R 機関と言いますけれども、この機能につきましては来年度、平成 21 年度から裁判外紛争処理機関といたしまして重要消費者案件について裁判外の紛争処理の業務を行うことが決まっておりますのでございます。

今般、市場化テストを行うに当たりまして掲げられた項目としましては、相模原事務所の企画・管理・運營業務ということになっております。それで、国民生活センターは相模原事務所の方が本部になっております。それから東京事務所という 2 か所で業務を行ってまして、今回の相模原事務所につきましては先ほど申しました商品テストを行う施設、研修を行う施設、それから本部機能としましてのいわゆる総務、経理の管理部門、こういった部署が入っている事務所になっております。ここの事務所の企画・管理・運營業務の市場化テストを図るということでございます。

こちらの事務所につきましては、昭和 55 年に事務所ができて現在運営しているところであり、ますけれども、従来より建物の維持管理業務につきましては総合管理業務ということで、競争入札等を付しまして外部委託を図っているところでもあります。

研修につきましては、先ほど申しました研修部の方で地方自治体、それから企業の職員等に受講案内を出しまして泊まり込みの研修を行っているといったような状況の業務があります。それから、商品テストの業務ということでございます。

実施要項につきまして、続けて御説明させていただきたいと思えます。実施要項につきましては、まずお手元の 1 ページ目でございます。1 ページにつきましては今回の対象公共サービスの詳細な内容ということで、先ほど申しました相模原で行っている業務の内容を記載させていただいております。

それで、今回対象といたしますのは 2 ページ目にありますとおり、いわゆる建物維持管理業務です。この建物維持管理業務につきましては先ほども申しましたとおり、従来総合管理業務としまして受付案内業務、清掃業務、警備業務、電気・機械設備運転業務、環境衛生管理業務といったことで、建物を運営していくためにいわゆるビル管理法ですとか建設基準法、そういったものを踏まえた管理運営業務をやっていただくといった内容の業務を、業務分類としましては建物維持管理業務としまして記載し、その内容としましては今、申しました業務、それから業務細目につきましてはそれぞれやっていただきたい業務、現行でやっている業務を記載しているといったところでございます。

次の 3 ページ目につきましては、もう一つの研修・宿泊施設企画・管理・運営業務といったことです。これは従来、先ほど申しましたとおり、研修部という部署におきまして地方公共団体の職員と、それから消費生活相談員の方々に研修業務を行っておりますので、これは泊まり込みで受講していただくといったことで、最長で 5 週間にわたる研修を行うといったようなこともありましたので、昭和 55 年に研修施設ということで建築したものでございますけれども、ここは民間で言いますとフロント業務的なもの、いわゆる泊まっていたいただいてその宿泊に係る事務をやっていただく。当然のことながら、それに係るお世話ですね。夜間のお世話というものを宿泊業務ということでやっているといったことになっています。

今回は、それに付随いたしまして研修・宿泊業務だけでは全体の稼働率ということでいかなものかといった指摘がございましたので、従来からも外部利用につきましては、利用を図っているところではありますけれども、その部分についての業務を行っていただくといったことで研修・宿泊施設の貸出業務、それから使用する研修宿泊施設の利用に伴うフロント業務といったような内容を 2 番目の項目として立てているということで、大きく分けてこの 2 つの業務につきまして今回の市場化テストの対象とするといったようなことでございます。

「実施に係る条件」につきましては、表の下に書いてございますとおり、まず私どもの本来業務の研修部が行っている研修の年間計画を毎年 1 月末に決めますので、研修業務につきましては予算要求を踏まえた研修計画になりますので、それが決まる 1 月に決定されますので、それ以降外部の貸出しの業務を行っていただくといったことが条件になりますということです。

2点目は、センターの事業内容は先ほども申しましたとおり相談のあっせん処理、商品テスト、それから来年度からADR、裁判外紛争処理機関の業務を行うといった中立性のある程度担保しなければいけませんので、国の行政機関、他の独法、地方公共団体等が行う会議等で利用を図ることによって稼働率を上げていただくといったようなことを記載させていただいているといったことです。

それから、4ページの中では④にありますとおり、利用料金の改定につきましては基本的には現行研修で行うセンターで使う業務と、それから外部で利用していただく料金に差を設けておりますので、この条件は今後民間事業者センターというところで利用料金の見直しを行っていきましょうということです。

ただし、利用料金につきましても経済情勢の変化、固定資産税の課税の問題、といったようなこともある。それから、消費税の変更で利用率を上げなければいけないといったようなところがある場合は、当然のことながら料金の改定を行うことができるといったことで、記載させていただいているところがポイントになります。

5ページ目にいきまして、「サービスの質の設定」のところでございます。

「建物維持管理業務」につきましては基本的には事務を行っているところでございますので、空調の停止とか、それから停止・断水の発生回数、これは当然のことながら定量的な指標としてはゼロ回、トラブルがあっては困るといったようなことを定めております。

それから、「安全性の確保」ということで施設利用者のけがの発生回数、これも定量的な指標としてはゼロといったことで、基本的には建物の運営、それから施設の利用者に対するけがの発生等は当然のことながらないといったことが「サービスの質の設定」の中の「建物維持管理業務」ということでございます。

それから、2点目の「企画・管理・運營業務」につきましては、まず「快適性の確保について」ということで、これは施設利用者のアンケートに対しまして利用者アンケートの満足度、これは90%以上といったことを指標としております。現在利用していただいている方々に対しては、すべて95%以上の満足度をいただいています。当然のことながらこの質は落とさないで、現行でも95%の質を確保できていますので、落とさないでいただきたいといったようなことで、90%以上ということで設定させていただいております。

それから、稼働率の向上につきましては、宿泊施設のセンター研修事業、センター業務による利用以外のところがございます。先ほど申しましたとおり、センターの研修部の事業につきましては引き続きセンター研修部の方で行う。研修生の募集等もすべて行いますので、当然のことながら研修で利用しない日を外部に貸してください。その外部で貸していただくところの稼働率を引き上げてくださいといったことで、これは過去3年度平均値8.6%以上ということを設定しております。これは、あくまでも外部利用の方が利用できることを分母とした外部利用者の稼働率といった部分の稼働率の向上を、今回の市場化テストで図っていただきたいと言ったところを書いてございます。

それからもう一つは、宿泊施設以外に研修施設、いわゆる会議室がございますけれども、これに

つきましては同じような考えで研修センターの研修を行うところ以外の利用できる日の稼働率を3か年平均の**4.83%**以上ということです。

もう一つ金額ですけれども、各3年度平均利用金額**98万円**、これは各部屋の利用料金が同じではありませんので、稼働率だけを上げていただいて金額が下がってしまえばセンターとしては困るところがございますので、これは稼働率と過去3か年の平均の収入金額、この部分について質の設定ということで6ページの②でございますけれども、この部分に書き入れているといったところでございます。

それから、7ページ目の(4)で「委託費の支払い方法」につきましては、これは現行もそうなんですけれども、いわゆる建物維持管理業務につきましては施設管理をしていただく上では当然定額の部分という設定になるかと思えます。

それから、7ページ目の(4)の(イ)のところでは、委託実施精算分ということで、これも現行どおりなんですけれども、いわゆる宿泊された部屋、宿泊で利用した会議室、この部分には宿泊室の場合はベッドメイクなどの業務が発生する。それから、会議室については清掃が発生するといったところで、この部分はあくまでも実施した分についての金額を支払うといったことの設定、いわゆるこれが「業務委託費実施精算額」というところの設定をしております。

それから、8ページ目の(ウ)で「業務委託費収入増減分」ということで、これは先ほど申しました質の設定で宿泊施設の利用稼働率が**8.6%**を超えた場合につきましては、その超えた率に相当する人数分の利用料金に稼働率実績に応じていわゆるインセンティブを支払いますといったことをしております。

この加算分につきましては、年間の稼働率3か年の平均が**8.6%**を超えて**15%**以下の場合には加算率は**5%**、**15%**を超えて**30%**以下の場合には**13%**、**30%**以上は8ページに書いてあるとおりでございます。

それで、インセンティブの部分につきましては現行、いわゆる研修で行う宿泊費が**3,350円**になっています。その1割を増やした分の**3,700円**が外部利用の料金になっておりますので、現行の約1割が利益分、**3,350円**というのは実質的にかかる経費で、光熱水料ですとか、ベッドメイクの経費ですとか、そういったいわゆる原価分になっておりますので、利益分は1割しかないということで、その1割を**15%**以下ですけれども、その部分は半分差し上げます。当然稼働率が上がれば固定費が下がってくる部分がありますので、その部分はだんだん加算を増やしていきましょう。いわゆる利益率が増えていきますので加算分もその分、見合いで増やしていきまうといったことの設定をしているところです。

それから、8ページ目の「イ. 費用負担等に関するその他の留意事項」で、消耗品、光熱費等、これらの経費については従来よりセンターにおいて用意しているものについてはセンターが用意するというので、引き続きセンターが支出する。これらの経費はいずれも先ほど申しました宿泊料金の中に織り込んでおりますので、その部分は宿泊料金で回収されているといったことがあります。

9ページ以降は「入札参加資格に関する事項」、それから10ページ目で「入札に参加する者の募集に関する事項」といったようなことを書いてございまして、これはいわゆる所定の形になってい

るかと思えますけれども、いわゆる総合評価での落札業者決定になりますので、13 ページになりますが、評価の方法としましては全体を 100 点と考えております。それで、その 100 点に対して 40 点は基本的な部分で、1 つでも満たさなければ当然対象から外す。すべて満たしていれば 40 点を基礎点として付与します。

残りの 60 点につきましては、業務に対する認識等を審査いたしまして、非常に優れている場合は得点 5 点、記載のない場合は 0 点ということで 13 ページに書いてございましており評価をいたしまして、これにあとは業務の重要度に応じて加重した値、例えば重要なものは 3 倍して得点を付与するとか、そういったようなことで加算、加点項目を審査いたしまして評価をするといったようなことを考えております。

特に加重を 3 倍にするようなことにつきましては、業務運営全般に対する工夫の度合い、それから経費の削減方策、こういったものが提案書等に記載されていれば 3 倍の加重をするといったことで評価をしていきたいと考えているところです。

簡単ですが、急ぎで申し訳ございませんが、以上で実施要項のポイントを説明させていただきました。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見を願います。

○逢見副主査 稼働率の部分でお伺いします。72 ページに稼働率の実績の過去 3 年間のものがあります。センター業務による利用が平均 55.8 で、センター業務以外が 8.6 と、ものすごく差があるんですね。何でこんなに違うのかということをお伺いしたい。

○西課長 まず 1 点目は、研修の方は当然ある一定期間募集をかけて、物によっては 70 名募集して 100 名来たりとか、かなり大きい部分があつて、研修の方は本来業務というところもありますけれども、外部利用につきましては従来からいわゆるセンターの本来業務ではなかったといった点が正直言っております。

継続的に利用していただくところにつきましては案内を出して来ていただきますけれども、それ以外のところに逆に言うと PR 活動といったものが不足していたという点は否めないと思いますが、考え方の整理としてあくまでも外部利用というのは二次的な仕事という位置付けだったというのが一番大きい要因だと思います。

○逢見副主査 施設として宿泊施設、研修施設を持っていると固定費がかかるわけですから、ある一定の稼働率がないといわば損益分岐点に達しない。赤字になるというラインがありますね。そうすると、これが研修業務のみで損益分岐点に達せられればいいんだけど、そうでない場合は本来業務以外であっても稼働率を上げることによって収支はまずとんとんにするというのが、こういう施設を有償で運営する場合は原則だと思うんですけども、これで収支のバランスはとれていたんだろうかということが疑問としてあります。

○西課長 基本的に、研修生については現行 3,350 円、外部利用については 3,700 円という設定をしております。この部分について言いますと費用をどこまで見るか。どの部分までを費用と考えるのか。直接経費、間接経費を含めて、全体で見るならば当然人件費のところは職員の分の人件費

は賄えない部分がありますけれども、施設に係る利用に伴う光熱水料ですとか、空調機の保守の部分ですとか、そういったものは現行の稼働率の部分である程度賄えているといったような状況はあります。

○逢見副主査 今回、包括的に民間委託することで、インセンティブとして稼働率を上げるというのを出しておられます。8ページにあるような50%超までの加算率を付けているということは、今度は民間に委託する以上、稼働率をかなり上げたいという意図はセンターの側にあるわけですね。

○西課長 現状の稼働率が8.6%しか逆にないと、当然それを上げることによって、ひいてはセンターの国からの財政支出の削減につながる可能性もあるといったようなことがあるならば、稼働率を上げて外部宿泊収入を上げるといったところが求められており、今後もそういう方向に行く。

それで、当然のことながら、先ほども言いましたようにある程度収支が一致しているところで稼働率が上がれば固定費が下がる。その分、利益が上がってくるわけですから、インセンティブはそれに見合った形で設定しないと、同じようにしておくセンターばかり収入が入ってしまって、民間の人はせっかく参加しても何のメリットもないということは避けたいといったことで設定しておりますので、逆に言うと外部利用を図ることによって100%ということは基本的にはないのかもしれませんが、高い率に持って行っていただきたいというふうには考えています。

○逢見副主査 今回、市場化テストをやることの目的の一つとして、外部利用率を高めることによってもっと収益を上げるというか、稼働率の向上によっていわゆる持ち出しはなくすということですね。

○西課長 そうですね。逆に、持ち出しがなくなるとその部分は意味がないかと思っております。

○逢見副主査 民間事業者に対してもそういう努力を期待しているというのがこの実施要項の中から読み取れるわけで、当然そういうことですよ。

○西課長 はい。

○逢見副主査 そうすると、例えば3ページに研修施設の貸出しについていろいろ限定してあって、国の行政機関から独法、地方公共団体、大学、高校云々と書かれていて、非営利の組織、それもかなり限定されているところの勉強会、研修会のみという範囲ですね。外部利用をもっと促進するということから言うと、これは逆に足を引っ張ることになっているんじゃないかという感じがするんです。

○西課長 その部分は、正直言って先ほども言いましたとおり、従来センター業務においては相談あっせんをやっている。それから、苦情品の商品テストを行っている。それから、来年度からADRという裁判外の紛争処理機関としての業務を行っていくといったような中で、ある程度従来からも消費者と民間事業者との間の中立的な立場、いわゆる中立性を担保するという言い方をしますけれども、その部分の中で業務を行ってきたところがありますので、ここで、では一企業の方に施設を貸し出すことによって、その部分が中立性があるのかというところがいろいろな考え方の方がある中において、正直を言ってそこまで踏み出すということが今の時点ではやはり難しいのではないかといったことから、ある一定の公益性とか公共性を持ったところを対象とした貸出しといったところに置いたということなんです。

○井上（独）国民生活センター経理部長 結局、消費者と事業者の間に立ってそういう苦情処理を行うということは、すなわちどうしても公平性なり中立性というのは大前提になるのかというような国センの認識がございまして、今度の消費者行政推進基本計画の中で国センというのはそういう消費者行政の中核的な国の実施機関として位置付けられておりますので、余計そういう公平性というのは求められるのかなと認識しているところでございます。

○逢見副主査 センターの業務として、消費者に伴ういろいろな紛争を解決するための信頼性を持っていなければいけないというはわかります。ただ、それと研修・宿泊に貸出しする際に、3ページから4ページにかけて公序良俗等に関してaからfまでずらずらと書いてあって、これだけでも十分今、言われた目的は達せられるんじゃないですか。

その上に、更に団体の制限があり、企業などには一切貸出しをしない。それから、勉強会、学習会を対象にするということでそれ以外の、これと言うと例えば大学のサークル活動とか、そういうものも貸し出さないということになるわけですね。そんなに限定して、一方で稼働率を上げなければいけない。インセンティブも付けるということをやって、それで本当にうまく回していけるのか。民間事業者が積極的にこれで手を挙げてくるのかという感じがします。

○西課長 今のお話の中で、大学のサークル等といったものについては当然従来も貸し出しておりますし、勉強会等、いわゆるゼミですね。そういったところにも貸出し等はしておりますけれども、センターとしていわゆる1企業と言ったらあれですが、1企業が行うものについては現時点では対象とは考えていないといったことです。

○小林副主査 貸出しの対象者をこれだけ限定しているということは、これ以外はもう入らないということで、非常に利用者の対象を狭めているということだと思えます。それで、今、御説明になった企業というものを対象に含めると、いろいろセンターの趣旨等からしてそぐわないというような御説明もあったんですけども、消費者行政といいますか、消費者に対する啓発だとか、商品の改善だとか、いろいろな意味での対消費者ということを考えてときに、企業というのも非常に大きなステイクホルダーなんです。

だから、ある意味、企業活動のためによりよい消費者サービスを行うための研修を行うということが入ってもしかるべきではないかと思われます。そうすると、特段先ほど逢見委員から指摘があったように、aからfまでということの限定を付ければ、目的等を勘案して対象者に利用を許容するという事は十分考えられるのではないかと思われるんですけども、いかがでしょうか。

つまり、行政のスタンスとして、この市場化テストもそうですけれども、官民一体となって公共サービスを提供していこうということですね。その意味では、消費者行政においてもビジネスセクターというのは結構いろいろな大きな力を持っているわけで、そういったものも受け入れながらそういう研修施設として利用していただいてサービスを高めていくということもある意味で考えられるわけで、そういった方が開かれた行政というか、しかも研修施設の稼働率を上げるということについてその方が非常に民間事業者が参入しやすい、企画しやすいわけですね。

だから、その意味でもっと幅広に対象者を広げるということの方が、aからfまで限定をつけるのであれば、この限定で十分なのではないか。そこで、当該いろいろな消費者に対してネガティブ

なことをやっているような業者だったりしたら、それは排除できると考えられるのではないかと思います。

○井上部長 それですと言いは悪いんですけども、一事業者のための例えば商品の宣伝なり、そういう意味合いにとられてしまうとやはりちょっとまずいのかなという感じがするんです。

ですから、おっしゃるとおり、全体の消費者行政のためのものが多分あると思うんですけども、どうしても一企業のためのというふうにとられてしまうとまずいのかなという感じがします。

○小林副主査 多分それはすごい懸念で、このセンター以外の稼働率が八・何%であるとすれば、せっかくあるいろいろな有用な施設の稼働率を上げるということがパフォーマンスの目標になると思うんです。インセンティブを付けていただいているわけで、そうすると一企業とかというのではなくて、いろいろな対象者に貸出しを行うということになるから、特段どの企業に特別なベネフィットを与えているというようなことを心配する必要はないのではないかと思いますんですけども。

○三澤（独）国民生活センター経理部経理課課長補佐 今、委員の皆様がおっしゃられたことというのは、こう言うのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、かなり企業活動が健全に行われているというスタンスであればもちろんそれでいいんですが、消費生活相談に相談が持ち掛けられて販売方法等に問題があるのではないかとといったような苦情が寄せられている事業者というのはあまたあるわけなんです。

そんな企業が、例えば国民生活センターの施設を利用して何らかの勉強会、例えば消費者を対象とした勉強会を行うということで、会場は国民生活センターというふうなうたわれたときに、この事業者は国民生活センターがお墨付きを与えているんだというような誤解を生じるおそれもあるんです。私どもの業務にとってみれば、それは非常に致命傷になる可能性があります。

ですので、今回は確かにかなり厳しい制限かもしれませんが、制限を設けておかないと、私どもの事業自体がはっきり言って存亡の危機に陥ると非常に大げさかもしれませんが、そういう懸念もあります。

消費者の方にも、どうしてもそういう懸念は払拭しておきたいというようなことがありますので、それでこういった制限を設けているといったような経緯に至っております。

○小林副主査 今、「あまた」というふうにおっしゃったんですけども、例えば上場企業なり、上場企業以外に未上場でも非公開でも未公開でもあるかもしれませんが、それがすべてその「あまた」の中に入ってしまうというふうにお考えなんでしょうか。

○三澤課長補佐 もちろん事業者によっては非常に消費者のスタンスに立たれて消費者窓口なども充実していて、それこそ国民生活センターや消費生活センターが出ていくまでもなく、消費者の方の苦情ですとか疑問に対して真摯に答えていらっしゃる業者さんもたくさんあります。

ただ、それとそうではない、いわゆる悪質商法をやるような業者の峻別をどこで付けるのかというのが非常に難しい現状の中で、aからfの公序良俗その他もろもろで、事後でそれがわかってもこちらとしては非常に困る話なんですね。ですので、そこは事前で申し訳ないけれども、シャットアウトするしかないのかなといったようなことになっています。

○小林副主査 センターの方では、そういった消費者からの苦情なり何なりといったような情報を

お持ちなわけですね。それと、この委託をする事業者さんとの連携、情報でこういう企業から利用の申出があったけれどもというようなことでのコミュニケーションというのがあれば問題ないんじゃないですか。

○三澤課長補佐 ただ、私どもの消費生活相談というのはあくまでも、とりあえず最初に入ってくるのが消費者の方からの相談ということになりますので、その事業者について悪質性がどのくらいあるのかというのは、相談が入っているからどうこうという判断はなかなかつきづらいところがあるんです。

ですので、明らかにこの企業はおかしいよというのはあるかもしれませんが、それがその都度、その都度こういう申込みがあった度にそういう検索をして検証をしてというようなことはなかなか難しいですし、やはり私どもの方としてもそこまでやらなければいけないということになると民間事業者さんも逆に参入しづらいのではないかとというようなところもあります。ですので、こちらとしてはそういった事業者というのはすべて排除というふうな形をとりたいと思っているとこ

ろであります。

○逢見副主査 すべて企業は悪質な商法をやるおそれがあるからというふうに聞こえてしまいますね。

○三澤課長補佐 そうではないんですけれども、ただ、正直な話、そこの識別をどのようにどうつけていったらいいんだろうかということはどうしても現場サイドでも迷うところではあるんです。

ですので、確かに一般の方がこれをごらんになられて非常に厳しいなというか、これで稼働率が上がるんだろうかという疑問は確かに思われることだと思うんですけれども、やはりセンター業務と照らし合わせますと、こういう基準というのは設けておかないといけないのかなといったようなところで、こういう形を今回とらせていただいております。

○逢見副主査 稼働率がかなりのレベルにあって、相当使われているというのならばいいんですけども、まさに **8.6** とかという数字で……。

○井上部長 先ほど申しましたように、今 **538** あります消費生活センターの相談員とか、それから県の消費者関係の行政機関の研修施設として設立しております、もともと一般の消費者を対象とした研修施設ではございませんので、当然ながら稼働率云々という形になりますと、先ほど申しましたように全体としましては2割弱という形にならざるを得ない。

それから、先ほども申しましたように対象者もかなり絞ってきたものですから。

○逢見副主査 過去はそうだったかもしれないけれども、これを市場化テストに出すときに稼働率を上げるということが実施要項の中に入っているということは、そのために今までとは違う発想でやるということですねということを確認しているわけです。今まではこうだったから将来もこのままでいいということにはならないんです。

○井上部長 その辺は、今まで積極的にやってこなかったというのがまず一つ反省点としてありますので、民間のお力をお借りして稼働率を上げたいというのは趣旨としてございます。

○逢見副主査 a から f という書き方の中で、どのぐらいカバーできるのか。それでカバーし切れない問題というのを、営利企業は一切だめだという門の閉ざし方ではなくて、もう少しそこは工夫

するように考えていただきたいと思います。

○小林副主査 そもそも言う、施設の稼働率が上がっていないとか、全体的に使われていないという意味は、サービス提供能力を最初に見込んだんだけど、見込んだだけのサービス提供を行っていないということなんですね。

○西課長 まず外部利用については、これから先のことは別ですが、過去についてはそこにサービスを提供することは考えていなかったわけです。

○小林副主査 私が言っているのはそういうことではなくて、これは国民のお金でつくったわけですよ。国民のお金で大きな固定資産をつくっているわけですから、当然それは国民のサービスのために、そういった目的のための研修をやるという施設を、国費を投じてつくったわけですよ。それは間違いないですね。

○西課長 そうですね。

○小林副主査 そうすると、そのときに稼働率というのを当初見込んでつくっているはずなんです。だけど、稼働率を達成していないということは余ってしまっている。余剰な部分があるということは、そこに無駄遣いがあるということなんです。その無駄遣い部分というのを、今までこういう実績なのでそれを上げようということになっているわけではないですか。

上げようとしたときに、あまたそういう企業があるので、それは排除するんだというようなことで考えていくと、結局無駄な施設を持っているということで、それは本当に会計的に言えば減損しなければいけない状況になってくるわけなんです。それを減損するということになる、何で減損するんだという説明責任が問われるわけです。

だから、ここでマーケットに出して市場化、民間の創意工夫で稼働率を上げようといったときに、どうしたら国民のサービスの提供のために稼働率を上げることができるのかということを考えるべきであって、最初から対象者を限定するというより、企業イコール悪であるというような発想ではなくて、その中には悪い企業も確かにいるかもしれませんが、そういうものを試金石にかけながらどうやって排除できるのかというような最低レベルのベースラインをちゃんと確保することの方が重要なんじゃないかということなんです。

そういうことから見ると、上に書いてあることで、1月末にももちろん予算の決定がありますから、センター業務の実施による利用というのがまずあって、それ以外の部分を企画してもらって上げようといったときに、何らかの調整といいますか、1月末まで予約といいますか、利用稼働の計画が立てられないことについての制約といいますか、その部分についてもやはり検討の必要があるのではないかと考えるんですけれども、いかがですか。

○西課長 そこは、研修内容が決まるのが1月末で、それによって募集する人員、それから使用する施設、カリキュラムの内容等を検討しますので、そこが決まってからでないと、先に外部の人にどうぞと貸してしまっただけの研修ができなくなってしまうのは困ってしまうところがありますので、その部分は遅いかもしれないですけれども、やはり1月末に全体の翌年度の計画が決まるまでは待っていただきたいというところはあります。

○逢見副主査 これを見ると、例えば76ページの別添2以降、ずっと宿泊人員が入っていて、セン

ター業務でも宿泊が1人とかというのが結構あるわけです。そうすると、センターで使っていても実際には宿泊が1人しかいないようなところを先に押さえてしまって、そこは民間事業者を使うなど……。

○西課長 これは、うちの研修事業をやっていない日なんです。それで、職員が遅くまで仕事をして帰れなくなってしまった場合ということです。

○逢見副主査 それをセンター業務としているわけですか。

○西課長 そうです。

○佐久間事務局長 それはセンター研修と業務というふうに分けていると思います。よく見ると、センター研修とセンター業務ですね。

○逢見副主査 業務というのは、残業で帰れなくなった人が泊まるということですか。

○西課長 はい。

○逢見副主査 それでも、先にセンターが全部押さえているというのは、その状態でも空いているところがあるわけでしょう。

○西課長 当然、宿泊施設は全部で約70あって、募集が30ですから、ひよっとしたら70貸し出せるのかもしれないです。

ただ、最近は研修の参加者が非常に多くて、先ほど言ったように40名の定員でも50名、70名が研修を受けたいと来たりします。そうすると、やはりある程度人数が確定するまでは、当然業務を行う2週間前、3週間前までに受講生が決定されれば、あとは空いている部屋が決まりますけれども、そこを外に貸すから受講生30名定員で決まっているからもう来られませんということはやはりできない。今後、地方消費生活センターの支援等を図っていかなければいけない中において、先に外部に貸すので貸し出せません、ほかで泊まってくださいということは言えないところはあります。

そうすると、ある程度安全性を見込んで、融通を利かせてやっていく部分は当然あるかと思いますが、文章上に書くとなるとやはりある程度はっきりと書いておく部分があって、あとは運用上どうそこをクリアして、民間事業者と連携をとりながら有効な活用を図っていくかということをやっつけかざるを得ない。

○逢見副主査 そこも、センター業務が施設の相当部分を有効活用しているならばそれでもいいと思いますが、実際に空いているわけでしょう。そのときに、1月末にセンターが全部まず先取りして押さえる。だけど、そこだっけきちんと研修生が埋まるかどうかはやってみないとわからないというときに、1年分を先に押さえて、あとの空いた部分を使ってもいいというやり方だと、何かまだ工夫の余地はあるのではないか。

○西課長 そこは当然、実行の中で工夫の余地はあり得ると思いますがけれども、実施要項上はそう書かざるを得ない部分がある。外部利用を図って稼働率を上げるというのも命題ですけれども、消費者行政一元化の中でセンターは相談員研修を行って地方支援を行っていくという、いわゆる本来業務があるわけです。

そういった中で、実行上はわかるんですけども、空いているからどんどん貸して外部に利用してもらって、どうぞ民間事業者の方にどんどん貸し出してしまってくださいということとはできない

ですね。

○逢見副主査 本来業務まで遠慮して外部に貸し出せというのではないんです。本来業務はやっていいんだけど、それでも毎年1月に1年分決めて、それでそれ以外に空いているところがという先取り意識ですね。実は本当はそこまでいかないのに、安全を見込んでかなりめいっぱい取っちゃっているということはないのですか。

○西課長 安全を見込んでめいっぱいということはないです。日数的に2日とか3日という研修は、当然のことながらセンター自身は研修事業を予算の枠内でやっていますので、従来2日でやったのが1週間になりますとか、そういったことは基本的にはありませんので、いつ設定するかという問題だけです。あとは受講者の問題はありますけれども。

○井上部長 少なくとも研修期間というのは1月の段階でわかりますから。

○西課長 それで、それを決定して地方自治体に通知しなければいけないわけですから。

○井上部長 ブレるのは、人数については定員が30名から50名ですが、それは大体オーバー傾向にありますけれども、少なくとも期間につきましてはその1月時点で確定しますので。

○西課長 それによって、地方も研修計画を立てて相談員の方とか行政職員の方を出張に出すという形になります。

○逢見副主査 募集したけれども、成立しなかったということはないんですか。

○西課長 ないです。

○逢見副主査 必ずやっているんですか。

○西課長 必ず来ます。

○小林副主査 この書きぶりだと、利用日以外の日を原則とすると書いてあるじゃないですか。そうすると、例えば50人の定員ですと言ったときに、それ以外の部分というのはそれを利用できるんですか。この書きぶりでは、利用できるんですか、利用できないんですか。

○西課長 ①の中で、「なお、センター研修事業及びセンター業務の実施日において貸出対象施設に空き室がある場合は、貸出しすることができる」となっていますので、研修をやっている応募をかけて、あと20室使えますので外部に貸し出してもいいですよというものは当然貸し出してもいいですよ。

○小林副主査 この書きぶりだと、業務の実施日において空室がある場合は、と書いてあるじゃないですか。そうすると、実質上無理ですよ。

○西課長 募集をかけて募集決定するのが2、3週間前になりますので、当然それ以降になります。

○小林副主査 私が言っている意図は、書き方の問題というか、中身の問題もあると思うんですけども、要するにセンターの目的のための施設ですからその目的が優先されるということが原則だということは確かにそうだと思うんですが、これを入札に参加する事業者が見たときにすごくその制約が多くて、この中で、では自分たちがいろいろな創意工夫を生かして工夫できる場所というのはどこにあるんだろうということを探さないとよく見えないということなんです。

例えば、次の4ページの④のところの利用料金についてもそうで、これも「改定に関してセンターに提案し、協議を行うことができる」と書いてあるんです。民間事業者からすれば、当然センタ

一が行うのは最優先だし、そこは低料金、もちろん今までの料金でやらなければいけないだろう。けれども、それ以外のところというのはその目的のためだけに限定されていないわけですから、もう少し高目に、民間マーケットベースで考えればちょっと不便なところにもあるし、低料金にしてもいいかもしれないけれども、さっきの企業などもそうですが、少し料金を上乗せしてもいいんじゃないか。それだけサービスが実費ではなくて、プラス付加価値を付けてもいいんじゃないかと考えられると思うんです。

これだと「提案し、協議を行うことができる」と、できないわけではなくてそういうこともできますよと書いてあるんですけども、すごく自由度が、つまりこの市場化テストに出して入札参加してやっていこう。それで、稼働率を上げていこうと考えたときに、裁量の余地の幅が少ないというようにこれを見た事業者は多分感じるのではないかと思うんです。そうすると、参入してくる人が極めて少なくなってしまうのではないかと懸念されるんです。

そうすると、市場化に出したにもかかわらず競争はそこに出した時点で行われないということになって、出した意味がないということになってしまうんです。だから、その点はちょっと工夫ができないかということですよ。

○井上部長 今、先生がおっしゃいましたように、確かに立地条件的にも、駅から歩いて20、30分、バスを使っても14、15分かかります。そういう意味合いもありまして要項をつくっていく中で事業者の裁量の余地も少なく、なかなか難しいなどは思いつつ、やはりセンターの本来の趣旨というのは生かさないとなぜいのではないかと悩んだところでございます。逆に高料金にしてしまうとかえって、多分……。

○小林副主査 私が言っているのは、高料金にしろというわけではなくて……。

○井上部長 趣旨はわかります。

○逢見副主査 もう一つは5ページの⑦ですけども、民間事業者の自主事業ですね。ここが「消費者啓発に関する一般消費者を対象とした講習会・勉強会等」ということで、自主事業の範囲がかなり限定されているんです。国民生活センターの趣旨から言えば、これが本来やるべき業務かもしれないけれども、この限定がかなりきついんじゃないかという感じがするんです。これだと、なかなか民間事業者の自主事業と言っても、かつそれもセンターと事前協議ということになっていますね。そうすると、創意工夫という余地が余りなくて、結局センターの顔を伺いながらこれによるのでしょうかとお伺いを立てて御墨付きがあるものだけしかやれない。それだと、なかなか稼働率というものにつながっていかないんじゃないかと思うんです。

○佐久間事務局長 先生方がおっしゃっておられる背景は、民間事業者が入って活動をするには、例えば稼働率を上げるには広告活動をやったりとか、営業活動をしたりとか、いろいろな便宜供与をアップしたりとか、当然コストがいろいろかかってくる話であり、ある程度それがペイするという見込みがないと参入にならないわけです。だから、そういうものを余りに制約してしまうと、この部分で努力をしようというようなアイデアが出てこないことになります。

要するに、ある程度お金をかけて、それが回収できるというのが大事なわけなので、そういうものは単純にインセンティブが付いていればそれで何とかなるということではないわけですね。民間

の事業者としての経済活動をちゃんとやって、それでペイすることが大事です。人もお金もかけて活動するわけですから、その辺のところには足かせがいっぱい付いていると、ここで得点をしようにもそう得点できないから、ここでは勝負しないでほかのところの値段を下げて、それでこの仕事を取ろうかなということになります。そうすると、この眼目の一つになっている部分を余り一生懸命やろうという人が出てこない、そこで勝負することがないということになるのではないかというのが御趣旨なんです。そこは十分わかっていただいているかとは思いますが。

○西課長 当然市場化にかけるという趣旨もわかっていて、では何でこういうものを出すんだということはあるんですけども、そういった部分と、一方で従来は従来だよと言われてしまうかもしれませんが、やはりセンターでやっている業務の中身とか、これをやることによる影響とか、いろいろなことを考えると、ではどういうものがあるのか。センターの単なる施設の稼働率ということではなくて、センター業務としての一部分の市場化テストという中に位置づけてしまうと、やはり全体へのことを考えると、正直言って真ん中に置くようなスタンスのものがあるといいんですけども、そこのところをどう整理しようか悩んでいるところもありますし、一方で市場化をかける意味もわかっているところではあるんですけども。

○逢見副主査 ここで民間事業者が入ってきて稼働率を上げよう、より宿泊してもらおう、あるいは施設で会議室を使ってもらおうというときに、地理的に言うと非常にハンディがあつて、なかなか東京からいっぱい集めるということではできないわけですね。

しかし、努力をして使ってもらおうとすればいろいろなチラシをつくったり、あるいは広告を出したりして使ってくださいというときに、ものすごく限定されているために、いざ申し込んだら、これは規則上だめですと言つてはねられるものがいっぱいあつたら、これはせつかく稼働率を上げようとしてもとても合わないということになってしまうんです。

もちろん本来の趣旨にそぐわないもの、センターの名誉を傷つけるようなものまでやる必要は全くないと思うんです。ただ、例えば地域の人たちがこの近くの同窓会の会合に使いたいとか、そういうものがあつても、それは空いていけば使ってもいいんじゃないかと思うんですけども、そういうものが全然できないような縛りになっているので、もうちょっと幅広く利用できる余地を与えてあげた方がいいんじゃないかと思うんです。

○西課長 今、先生がおっしゃられた部分は、利用できる場所に入れているつもりではあるんですけども、非常に書き方がグレーと言つてしまうとよくないんですが、そこところが文章上どう表現していったらいいのかという部分もありますし。

○井上部長 確かに大学、高等学校のところも、サークルの合宿とか、今のところそちらに使っているのがございまして。

○小林副主査 そこはすごく全体にお役所的な書き方になっていて、「等」があるからそこに今おっしゃったものが主に含まれているという理解だけでも、これを見た民間事業者側から見ると、では「等」にどこまで含まれているんだということですよ。それで、例えば商工会議所みたいなのところとか、青年会議所みたいなのところとか、そういうものもいいんだらうとか、いろいろな判断基準というのはすごく難しくなってくるので、この列挙というのがそういう意味で非常に制約にな

ってくるところがあると思うんです。だから、もうちょっと幅広に考えていただいた方がいいんじゃないか。

○西課長 逆に言うと、1企業の中身もあるんですけども、極端なことを言うと1企業ではなくてグループになれば中身はまた別に置きますが、そこだったらある程度団体になっていればいいのかなとか、一方でそういう考え方もあるんですけども、そういう整理を文章上つけるという趣旨、考え方ですか。

○小林副主査 これは事務局をお願いします。

○徳山企画官 そこで営利活動をやるのが民間業者にとってインセンティブになるわけですから、そこで営利活動をやることを認めないと稼働率上昇には結び付かないかと思います。そこで民間事業者が自主事業として営利活動をするということ自体もインセンティブになり得るわけですね。

○西課長 今回出す民間事業者の方は当然営利だし、利益を追求して参入してくるのであって、それは当然わかっていますので。

○徳山企画官 でも、そこに縛りがあるからそういう活動ができない。そうであれば参入がないということになるのではないかと思いますけれども。

○小林副主査 こちらの趣旨としては、こういう限定列挙的な書き方ではなくて、こういう a から f までの今、挙がっているものの中に先ほどおっしゃったような悪い企業というのか、よくわからないですけども、そういうものが排除できるような書き方が工夫できないかという趣旨なんです。

○佐久間事務局長 国民生活センターが懸念されている、消費者に例えば誤認を与えるとか、国民生活センターが何か関わっているんじゃないかとか、そういったようなところについて、要するに利用者に対してどういう趣旨で貸出しが行われているかということをやちゃんと説明するとか、事業者の方にもこういうことをやっているところには出しませんよということで、抑止効果のあるような書き方とか、工夫はいろいろあり得ると思うんです。

非常に硬いやり方で、入り口で遮断というのが実務的に多分一番楽なんだとは思うんですけども、それだと民間事業者の人の工夫の余地が限られてしまうということで、本当に国民生活センターとしてどういうことが起こったら困るのかというのをしっかり整理をしてみられるということがまずあると思うんです。それと見合った条件をどう書くかという整理の仕方だと思いますけれども、もうひと工夫、何かできませんでしょうか。

○逢見副主査 次の論点は、最初にも言ったこととも関係しますが、稼働率の数字が過去3年間の実績値をスタートラインにしている。この数字は、我々から見ると余りにも低過ぎるスタートラインじゃないかという感じがして、過去3年の実績値からスタートするというのが果たして要求水準としていいのかどうか。

こういう言い方をすると気分を害するかもしれないけれども、ほとんど努力していない状態での稼働率でしょう。そこから上がって 8.6 を超えると加算率5%になるというものだと、余りにもそのハードルが低過ぎて、先ほど言ったように1つは民間事業者の創意工夫の余地をもっと広げてほしいという要望がありますが、もう一つはそれと合わせてもっと稼働率をあるべき水準というか、本来設定すべき水準に持っていてもいいんじゃないかと思うんです。

○小林副主査 今回の逢見委員の御指摘はそのとおりだと思います。つまり、余りにも実施要項自体が従来のセンターの業務実施をベースラインにしてしまっているために、市場化というところの意図と非常にギャップがあって、その一部がこのインセンティブの付け方の 8.6%になっているんですね。

だから、民間事業者としてはこんなにたくさん施設があるんだから、それを十分に活用できるし、それだけプライシングによってはマーケットバリューが非常にあるんだと判断するかもしれませんよね。そうすると、通常だったら民間事業者のキャッシュフローを上げることを考えるので、これだけの施設を持っていたらキャッシュフローはこのくらいだろうというふうに見積もると思うんです。だから、キャッシュフローを上げるためには制約がいっぱいあるといろいろな事業の創意工夫が働かなくなってしまうので、創意工夫を働かせるためにはなるべくその自由度を上げていただく。もちろん国民生活センターの趣旨を逸脱するようなことはしないということを前提にして自由度を上げていただくことが必要だし、それと同時に稼働率を上げるということは、それを利用するという国民の便益と、それだけのコストで利用するという便益も上げてほしいわけです。

だから、その意味で前の部分を見直すと同時に、そのインセンティブ部分についてもやはり事業者の努力を引き出すようなインセンティブの付け方にさせていただいた方がよろしいのではないかとということです。

○逢見副主査 時間もないので、これはたしか最初のころに説明を受けたときに、今までも民間に管理業務は出していたんですよ。ただ、包括的にはやっていなかったんですか。

○井上部長 包括的にやっておりました。

○逢見副主査 研修施設だけではなくて、宿泊もやっていたんですか。

○井上部長 全部やっていました。

○逢見副主査 それは、競争でやっていたんですか。

○井上部長 競争です。

○逢見副主査 そのときに、業者はどのぐらい参加していたんですか。

○西課長 最近はホームページを利用していますので、20 近くは。

○三澤課長補佐 申込みベースでいくと 15 社とか、そういうベースになっていましたけれども。

○逢見副主査 では、今回市場化テストをやってもかなり競争性はあると。

○三澤課長補佐 要は、市場化という観点のインセンティブとか稼働率とかというのを度外視した上で、維持管理業務ということで今まで入札をやっておりました。それで、やはり 15 社とか、その前後くらいの申込みがあって、途中で辞退されるところも中にはありましたけれども、前回、相模原事務所ですと 7 社とか札を入れていただいていますので、かなりある意味、総合管理業務という観点からでもそれなりに業者が集まるのかなというところではあります。

○西課長 それぞれ別々ということではなくて、全部一体という形での競争でやっています。

○三澤課長補佐 清掃、警備、管理人業務、それから電気機械運転といったようなところですよ。

○逢見副主査 食堂は別なんですか。

○西課長 食堂は別です。

○逢見副主査 アンケートは食堂のことも入っているけれども、そこは別に民間業者とは関係ないんですか。

食堂は別に何か入札でやっているんですか。

○西課長 正直言って、今後稼働率がどこまで上がるかというのはありますけれども、研修がないときは職員しか食べないんです。毎日 10 名を切っています。そうすると、やっていただく業者を引き止める方が大変という実態はあります。

○小林副主査 では、時間がかかり過ぎておりますので、本実施要項案については本日議論をいたしました。また整理すべき点が残されておりますので、国民生活センターにおかれましては本日の議論を踏まえて次回の審議まで事務局と鋭意調整をお願いしたいと思います。

本日まだ質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら事務局の方にお寄せください。事務局に整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。